

が看取される。

このような政府主導の意思疎通の試みは、文字通りの宗教間対話とは評しがたい。神学理論や解釈の次元を離れた宗教指導者同士の対面的コミュニケーションの場を創出し、人間同士の信頼に基礎をおいた協調や相互扶助の精神を涵養することで、ネイション・ビルディングの現場に参与させるという宗教政策は、民族統合と民族融和の大義に合致した「上からの宗教間対話」と称すべきものである。同国の宗教は、「コミュニティの融和に資する宗教」を標榜する政府方針のもと、密室の宗教から公共の宗教へ、組織化されない宗教から組織化された宗教へ、非合理的な宗教から合理的な宗教へと徐々に変貌を遂げてきた。国家的な要請を最優先に、宗教のもつ秘儀的な側面を「公共性」の名のもとに最小化し、宗教間関係を再構築するという一つの実験が行われていると解釈することができる。

文化としての宗教

——ドイツにおける宗教シンボル禁止法論争から——

堀 彩子

フランスのような絶対的政教分離国と異なり、ドイツでは、歴史的にラントが新旧両派のキリスト教会と協力関係を保ってきたことで、公的領域から宗教が排除されることはなかった。しかし、近年、ムスリム移民が急増し、国内の宗教構成が変容

したことで、現行の政教規定が作成された際には想定されていなかった宗教であるイスラームを公的領域においてどのように処遇するかが重要な問題となっている。さらに、ドイツではラントによって宗教事情が大きく異なるということも、この問題をより複雑にしている。本報告の目的は、しだいに国内でその存在感を増しているムスリム移民に対し、現代ドイツの政教関係がどのような反応を示しているのかということを分析することである。具体的な事例として、ムスリムの女性教員に授業中スカーフの着用を認めるか否かの判断から巻き起こった宗教シンボル禁止法論争について扱う。

ここで、この論争が連邦レベルで議論されるきっかけともなったルディン事件裁判について触れておく。この事件を提起したアフガニスタン出身のムスリム女性フェルシュタ・ルディンは、バーデン・ヴュルテンベルク州の公立学校の教員となる際、授業中にスカーフを着用するという希望を持っていた。しかし、バーデン・ヴュルテンベルク州のシュトゥットガルト上級教育庁は、スカーフが文化的な隔たりを表象するシンボルであり、学校教育の現場で国家を代表する存在となる教員がそれを着用することは不適切であるとして、彼女の任用を拒否した。ルディンは、この決定を受けて、ドイツの憲法にあたる基本法において保障されている信教の自由が侵害されたとして、司法の判断を仰いだ。

ルディン事件は、行政訴訟を経て最終的に連邦憲法裁判所まで持ち込まれ、二〇〇三年同裁判所は、ルディンがスカーフを授業中に着用することが公立学校の教員に相応しくないとする

第16部会

シュトゥットガルト上級教育庁の決定は、法的な根拠が不十分であるとした。また、教育庁の決定は、基本法第四条で保障されている信教の自由と、公職就任に際して宗教上の信仰によって差別を受けないと規定する同法第三三条に抵触しているとして、ルディンの訴えを認める判断を下した。しかし、それと同時に、連邦憲法裁判所は、文化高権を持つラントが、学校の中でムスリムのスカーフなどの宗教的な要素をどの程度まで許容するかを、憲法の枠内で法的に規定できるとした。こうした連邦憲法裁判所の判断を受けて、ドイツ各州は新たな宗教規定に関する法整備に向けて動き始めた。ドイツ全十六ラントのうち、八つのラントが公立学校の教員による授業中のスカーフ着用を禁止する法案を議会で可決させた。さらに、そのうちの七つのラントが、キリスト教とユダヤ教の宗教シンボルをムスリムのスカーフと区別し、前者については、以降も着用を認めるとした。

宗教の平等な取り扱い命令が基本法に規定されているにも関わらず、一部のラントにおいて、キリスト教とユダヤ教の宗教シンボルがムスリム女性の着用するスカーフと同列視されずに済んだのはなぜか。それを可能にしたのは、「文化」であった。文化高権を巧みに利用し、キリスト教とユダヤ教を、一宗教としてではなく、歴史的にラントに大きな影響を与えてきた「キリスト教的・西洋的な文化価値」として表現することで、宗教的なダブル・スタンダードが正当化されたのである。

近年、移民の社会的な統合の必要性が意識化される一方、文化的差異をめぐる議論に大きな関心が集まっている。包摂と排

除の論理に文化が用いられる今日的な文脈の中で、文化としての宗教が語られることは、国家の枠内にさらなる社会的亀裂を生むことにつながるのではないか。

多文化共生

——不況の中の大泉——

野村 誠

今年七月二十五日の大泉祭り（通称大泉サンバ）に筆者は参加した。不況にあえぐ多文化共生の大泉町で、お祭りの果たす機能、役割を調査しにいった。七月三十一日大泉町資料によれば群馬県東毛地区の大泉町は日本で最も外国籍住民の比率が高い（一六％）地域である。一九八九年に、『東毛地区雇用安定促進協会』を結成してブラジル等から組織的に労働者の受け入れを模索し、それを実現している（『サンバの町から』上毛新聞社、一九九七年、一一二四頁）。ただし、こうした申し入れの主体はあくまでも中小零細企業群であって大企業それ自体ではない（梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会、二〇〇六年、一一二頁）。かくして中小零細企業でのニューカマーの雇用は、不安定である。

「雇用と教育問題」大泉町では、町長自らがブラジルに飛び就労ルートを開拓してきたので、外国人の受け入れは行政主導であった（同、二四八頁）。ところが町長が変わり、行政の方向が外国人に対するサービスから日本人住民へのサービスの向